

山形県新型コロナ対策認証事業について

これまでの取組

【自治体による宣言店等事業】

ガイドラインに基づき感染対策に取り組んでいる飲食店等から申請を受け、宣言店の木製プレートやステッカー、フラッグ等を交付する取組を実施

※県と25の市町村が連携して「新型コロナ対策宣言店」事業を実施
(8市については、独自に同様の事業を実施)

山形県新型コロナ対策認証事業

1 目的

飲食店や宿泊事業者が実施する感染防止対策について、県が認証する制度を創設し、県内外の人々に安心して飲食できる環境を整備するとともに県内経済の再生に寄与する。

2 事業内容

新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組んでいる飲食店及び食事を提供する宿泊施設の事業者に対し、チェックリストを活用し、施設の感染防止対策の状況を確認し、適正な対策を講じている事業者を県が認証し、ステッカーを交付するとともに、県ホームページなどで認証店リストを公表する。

3 対象施設: 飲食店及び食事を提供する宿泊施設

事業所 約6,300件 (飲食店 約5,500件、宿泊施設 約800件)

4 その他

- (1) 市町村、関係団体、県ホームページ、SNSなどにより周知
- (2) チェック項目をクリアし、認証できるまで指導
- (3) 感染防止対策が基準どおりに実施されていないことを確認した場合は認証取消
- (4) 抜き打ち確認等により、遵守状況を適宜確認
- (5) 認証に必要な設備整備に要する経費への補助金制度を創設

新・生活様式対応
支援補助金
(新型コロナ対策
認証対応型)

「山形県新型コロナ対策認証事業」の認証取得等、より適正な感染防止対策を講じるため、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資等を支援

補助対象者	飲食店 又は 宿泊業 を営む中小企業・小規模事業者
補助率	10/10
補助上限額	[飲食店] 中小企業 20万円、小規模事業者 10万円 [宿泊業] 中小企業 40万円、小規模事業者 20万円
補助対象経費	パーティション、二酸化炭素濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機、非接触型水栓、換気機能付きエアコン、換気設備 等

5 相談窓口

新型コロナ対策認証課 023-630-2830

県内外の方々に「認証店」利用を呼びかけ